

守谷市地域防災計画（案）

（事故災害対策編）

令和 7 年 ● 月

守谷市地域防災計画（事故災害対策編）改訂（改定・修正）履歴

守谷市地域防災計画（事故災害対策編）

番号	改定・修正区分	改定・修正完了年月日	改定・修正概要
1	全面改定	平成 31 年 4 月 13 日	10 年ぶりに全面改定
2	改定・修正	令和 4 年 4 月 1 日	災害対策基本法の一部改正に伴う改定及び修正
3	改定・修正	令和 7 年●月	防災基本計画の一部改正に伴う令和 6 年能登半島地震等災害対応の教訓、施策の進展等を踏まえた修正による改定及び内容の修正
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

目 次

I 総則

第1章 地域防災計画（事故災害対策編）の概要

第1節	目的	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	県地域防災計画との関係	1
第4節	計画の修正・見直し	1
第5節	用語の意義	1

第2章 基本方針

第3章 防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱

第1節	守谷市が処理する事務、業務	2
第2節	常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務、業務	2
第3節	常総衛生組合が処理する事務、業務	2
第4節	県南総合防災センターが処理する事務、業務	2
第5節	茨城県が処理する事務、業務	2
第6節	指定地方行政機関が処理する事務、業務	2
第7節	自衛隊が処理する事務、業務	2
第8節	指定公共機関が処理する事務、業務	3
第9節	指定地方公共機関が処理する事務、業務	3
第10節	その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務	3

II 航空災害対策計画

第1章 災害予防

第1節	茨城県の航空状況	4
第2節	航空交通の安全のための情報の充実	4
第3節	航空機の安全な運行の確保	4
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え	4
第1	情報の収集・連絡体制の整備	4
第2	災害応急体制の整備	5
第3	捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	5
第4	緊急輸送活動への備え	5
第5	関係者等への的確な情報伝達への備え	5
第6	防災関係機関の防災訓練の実施	6

第2章 災害応急対策

第1節	災害発生後の情報収集・連絡	6
第1	航空事故情報等の収集・連絡	6
第2	航空事故情報等の収集・連絡系統	6
第3	応急対策活動情報の連絡	7
第2節	活動体制の確立	7
第1	市の活動体制	7
第2	広域的な応援体制	8
第3節	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	8
第1	捜索活動	8

目次

第2	救難、救助・救急及び消火活動	8
第3	資機材等の調達等	8
第4	医療活動	8
第4節	避難指示・誘導	8
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	9
第6節	関係者への的確な情報伝達活動	9
第1	情報伝達活動	9
第2	関係者等からの問合せに対する対応	9
第7節	遺族等事故災害関係者への対応	9
第8節	廃棄物処理、汚水処理	9
第9節	防疫及び遺体の処理	10

Ⅲ 鉄道災害対策計画

第1章 災害予防

第1節	守谷市の鉄道状況	11
第2節	鉄道交通の安全のための情報の充実	11
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え	11
第1	情報の収集・連絡体制の整備	11
第2	災害応急体制の整備	11
第3	救助・救急、医療及び消火活動への備え	12
第4	緊急輸送活動への備え	12
第5	関係者等への的確な情報伝達への備え	12
第6	防災関係機関の防災訓練の実施	12
第7	災害復旧への備え	12
第8	鉄道交通安全環境の整備	13

第2章 災害応急対策

第1節	災害発生後の情報収集・連絡	13
第1	鉄道事故情報等の収集・連絡	13
第2	鉄道事故情報等の収集・連絡系統	13
第2節	活動体制の確立	14
第1	市の活動体制	14
第2	広域的な応援体制	14
第3節	救助・救急、医療及び消火活動	14
第1	救助・救急及び消火活動	14
第2	資機材等の調達等	14
第3	医療活動	15
第4節	避難指示・誘導	15
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	15
第6節	関係者への的確な情報伝達活動	15
第1	情報伝達活動	15
第2	関係者からの問合せに対する対応	16
第7節	防疫及び遺体の処理	16

Ⅳ 道路災害対策計画

第1章 災害予防

第1節	道路施設等の管理と整備	17
第1	管理する施設の巡回及び点検	17

目次

第2	安全性向上のための対策の実施	17
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え	17
第1	情報の収集・連絡体制の整備	17
第2	災害応急体制の整備	17
第3	救助・救急、医療及び消火活動への備え	18
第4	緊急輸送活動への備え	18
第5	危険物等の流出時における防除活動への備え	18
第6	関係者等への的確な情報伝達の備え	18
第7	防災訓練の実施	18
第8	災害復旧への備え	19
第3節	防災知識の普及	19
第2章	災害応急対策	
第1節	災害発生後の情報収集・連絡	19
第1	道路事故情報等の収集・連絡	19
第2	道路事故情報等の収集・連絡系統	19
第2節	活動体制の確立	20
第1	市の活動体制	20
第2	広域的な応援体制	20
第3節	救助・救急、医療及び消火活動	20
第1	救助・救急及び消火活動	21
第2	資機材等の調達	21
第3	医療活動	21
第4節	避難指示・誘導	21
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	21
第6節	関係者への的確な情報伝達活動	21
第1	情報伝達活動	21
第2	関係者からの問合せに対する対応	22
第7節	防疫及び遺体の処理	22
V	大規模な火事災害対策計画	
第1章	災害予防	
第1節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	23
第1	情報の収集・連絡体制の整備	23
第2	災害応急体制の整備	23
第3	救助・救急、医療及び消火活動の備え	24
第4	緊急輸送活動への備え	24
第5	避難収容活動への備え	24
第6	関係者等への的確な情報伝達の備え	24
第7	防災訓練の実施	24
第2節	防災知識の普及	25
第2章	災害応急対策	
第1節	災害発生後の情報収集・連絡	25
第1	大規模な火事災害情報等の収集・連絡	25
第2	大規模な火事災害情報等の収集・連絡系統	25
第3	通信手段の確保	26
第2節	活動体制の確立	26
第1	市の活動体制	26

目次

第2	広域的な応援体制	26
第3節	救助・救急、医療及び消火活動	26
第1	救助・救急及び消火活動	26
第2	資機材等の調達	26
第3	医療活動	27
第4節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	27
第5節	避難収容活動	27
第1	避難誘導の実施	27
第2	指定避難所	27
第3	要配慮者への配慮	27
第6節	関係者への的確な情報伝達活動	27
第1	情報伝達活動	27
第2	関係者からの問合せに対する対応	28
第7節	防疫及び遺体の処理	28
第3章	災害復旧・復興	28

VI 原子力災害対策計画

第1章 総則

第1節	目的	29
第2節	計画の基礎とする災害の想定及びその地域の範囲	29
第1	計画の基礎とする災害の想定	29
第2	原災法対策事業所及び所在・関係周辺市町村の範囲	29
第3	守谷市の原子力災害対策上の位置づけ（範囲）	29
第3節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置	31
第1	原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	31
第2	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	31

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	31
第2節	緊急時モニタリング実施体制	31
第3節	情報の収集、連絡体制等の整備	32
第1	情報の収集、連絡体制の整備	32
第2	情報の分析・整理	32
第3	情報・通信ネットワークの多様化	32
第4節	緊急事態応急対策の体制整備	33
第1	警戒体制の整備	33
第2	非常体制の整備	33
第3	長期化に備えた動員体制の整備と応急対策等の役割分担	33
第4	広域的な応援協力体制の整備	34
第5	モニタリング体制等	35
第6	専門家の派遣要請手続き	35
第7	放射性物質による環境汚染	35
第8	複合災害に備えた体制の整備等	35
第5節	広域避難受入れ体制の整備	35
第1	広域避難受入れ等	35
第2	広域避難の避難所等の整備	35
第3	緊急輸送手段の確保	35
第6節	原子力災害医療活動体制等の整備	35

目次

第1	原子力災害医療活動体制の整備	36
第2	安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	36
第7節	市民等への広報体制の整備	36
第1	情報の整理等	36
第2	広報手段の整備	36
第3	広報体制の整備	36
第8節	市民に対する原子力防災知識の普及	36
第9節	防災業務担当職員の人材育成	37
第10節	防災訓練等の実施	37
第1	防災訓練の実施	37
第2	実践的な訓練と事後評価	37
第11節	災害復旧の備え	37
第3章	緊急事態応急対策	
第1節	基本方針	37
第2節	事故発生時における連絡及び広報	38
第1	事故発生時の連絡	38
第2	応急対策活動情報の連絡	38
第3	一般回線が使用できない場合の対処	39
第4	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	39
第3節	活動体制の確立	39
第1	市の活動体制	39
第2	応援要請及び職員の派遣要請等	40
第3	防災業務関係者の安全確保	40
第4節	屋内退避、広域避難受入れ等の防護活動	40
第1	室内退避、避難誘導等の防護活動の実施	40
第2	安定ヨウ素剤の服用等	41
第3	要配慮者対応	43
第4	学校等施設における避難措置	43
第5	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	43
第5節	飲食物の出荷制限、摂取制限	43
第6節	医療活動	43
第7節	市民等への広報活動	43
第1	市民等への広報活動	43
第2	市民からの問合せに対する対応等	44
第4章	原子力災害中長期対策	
第1節	基本方針	44
第2節	放射性物質による環境汚染への対処	44
第3節	各種制限措置の解除	44
第4節	市民等の健康影響調査等の実施	45
第1	健康影響調査・健康相談	45
第2	飲料水・食品の安全確保	45
第5節	放射性物質の除去等	45
第6節	広報	45
第7節	被害状況の調査	45

I 総則

第1章 地域防災計画（事故災害対策編）の概要

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき守谷市域に係る防災に関する事項及び業務について、関係機関等の協力を含め総合的に定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し市の安寧の確保、秩序を維持することを目的とする。この際、各地区の防災力の向上に配慮する。

事故災害対策編は、災害の性質を考慮し、地震災害対策編、風水害対策編とは別に定める。

なお、地震災害対策編に記載されている項目で、本編で同様の記述となる項目については、地震災害対策編の記載箇所を読み替え準用（以下「準用」という。）するように記述した。

第2節 計画の位置づけ

地震災害対策編 第1章 第1節 第2「計画の位置づけ」を準用する。

第3節 県地域防災計画との関係

地震災害対策編 第1章 第1節 第3「県地域防災計画との関係」を準用する。

第4節 計画の修正・見直し

地震災害対策編 第1章 第1節 第4「計画の修正・見直し」を準用する。

第5節 用語の意義

地震災害対策編 第1章 第1節 第5「用語の意義」を準用する。

第2章 基本方針

市は、災害における被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、総則、航空災害対策計画、鉄道災害対策計画、道路災害対策計画、大規模な火事災害対策計画、原子力災害対策計画に区分し、総合的に計画する。この際、「自助」「共助」「公助」が三位一体となった安心・安全のまちを目指す。

第3章 防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱

事故災害に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

第1節 守谷市が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第1「守谷市が処理する事務、業務」を準用する。

第2節 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第2「常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務、業務」を準用する。

第3節 常総衛生組合が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第3「常総衛生組合が処理する事務、業務」を準用する。

第4節 県南総合防災センターが処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第4「県南総合防災センターが処理する事務、業務」を準用する。

第5節 茨城県が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第5「茨城県が処理する事務、業務」を準用する。

第6節 指定地方行政機関が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第6「指定地方行政機関が処理する事務、業務」を準用する。

第7節 自衛隊が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第7「自衛隊が処理する事務、業務」を準用する。

第8節 指定公共機関が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第8「指定公共機関が処理する事務、業務」を準用する。

第9節 指定地方公共機関が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第9「指定地方公共機関が処理する事務、業務」を準用する。

第10節 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第10「その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務」を準用する。

Ⅱ 航空災害対策計画

本計画は、市内において航空機の墜落等による多数の死傷者等の発生といった大規模な航空災害が発生した場合にとるべき対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 茨城県の航空状況

茨城県には、非公共用飛行場が1箇所（竜ヶ崎）、非公共用ヘリポートが3箇所（前山下妻、県庁、つくば）設置されているほか、自衛隊の飛行場が2箇所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港が整備されている。（令和6年4月30日現在）

また、県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

第2節 航空交通の安全のための情報の充実

百里空港事務所は、航空運送事業者に航空交通の安全に関する情報を適時・適切に提供し、水戸気象台は、航空機の安全に係る気象等を観測し、これらに関する予・警報等の情報を適時・的確に発表する。

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を分類整理するとともに事故防止のために活用し、必要な措置を講じるものとする。

また、これらの各種情報を事業者相互間で交換し、情報の活用を促進する。

第3節 航空機の安全な運行の確保

百里空港事務所は、航空運送事業者に対し、航空関係諸規則の順守徹底を指導するものとする。

東京航空局は、航空運送事業者に対し、定期的に行う安全指導において、適切な運行管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点点検を行う。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

項 目	担 当 課
情報の収集・連絡体制の整備	交通防災課
通信手段の確保	交通防災課、デジタル戦略課、 管財課、秘書課、総務課、市民 協働推進課

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立する。

また発災現場において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるとともに、夜間・休日における応急対応のできる体制の整備を図るものとする。

さらに、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集

体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第1節 第4「情報・通信ネットワークの整備」を準用する。

第2 災害応急体制の整備

項 目	担 当 課
職員の体制	交通防災課
防災関係機関相互の連携体制	交通防災課

1 職員の体制

市は、応急活動のための「守谷市災害時初動対応マニュアル」により、職員の非常参集体制及び災害時活動内容等の周知を図る。

- 「守谷市災害時初動対応マニュアル」

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が的確な初動対応のために重要であることから、関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し相互応援協定を締結するなど、平素からの連携強化に努める。

なお、締結している協定を踏まえ、協定の締結に際しては、より具体的、実践的なものとし、かつ、連携の強化を図る。

- 「守谷市災害時応援協定一覧表」（資料編：地－03－001）

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

項 目	担 当 課
救助・救急及消火活動への備え	交通防災課、常総広域消防本部
医療活動への備え	保健予防課

1 救助・救急及び消火活動への備え

市及び防災関係機関は、災害時に迅速な応急活動ができるよう、それぞれの実状に応じた救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

2 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第3節 第3「医療・救護活動の整備」を準用する。

第4 緊急輸送活動への備え

災害時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第3節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。

第5 関係者等への的確な情報伝達への備え

項 目	担 当 課
関係者等への的確な情報伝達への備え	総合窓口課、秘書課

事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、体制整備を図るとともに、家族等から

第1節 災害発生後の情報収集・連絡

の問合せ等の対応については、安否確認を主として行うものとして周知する。

第6 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、県や航空運送事業者が相互に連携した訓練に参加し、対処能力の向上に努める。

第2章 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1節 災害発生後の情報収集・連絡

第1 航空事故情報等の収集・連絡

項 目	担 当 班
航空事故情報等の収集・連絡	情報班、統括班

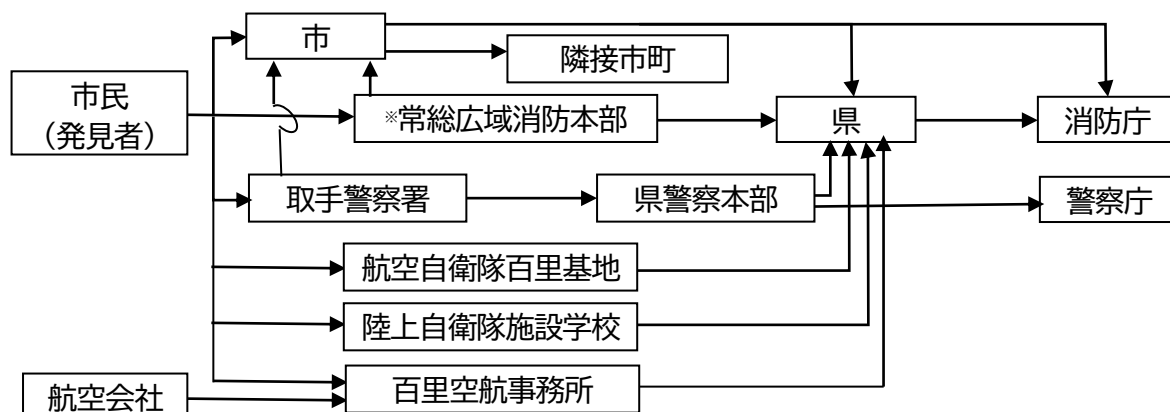
航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちにその旨を市、消防又は警察に通報する。

市は、航空機の墜落等の大規模な航空災害の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等を県に連絡する。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた状況から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

第2 航空事故情報等の収集・連絡系統

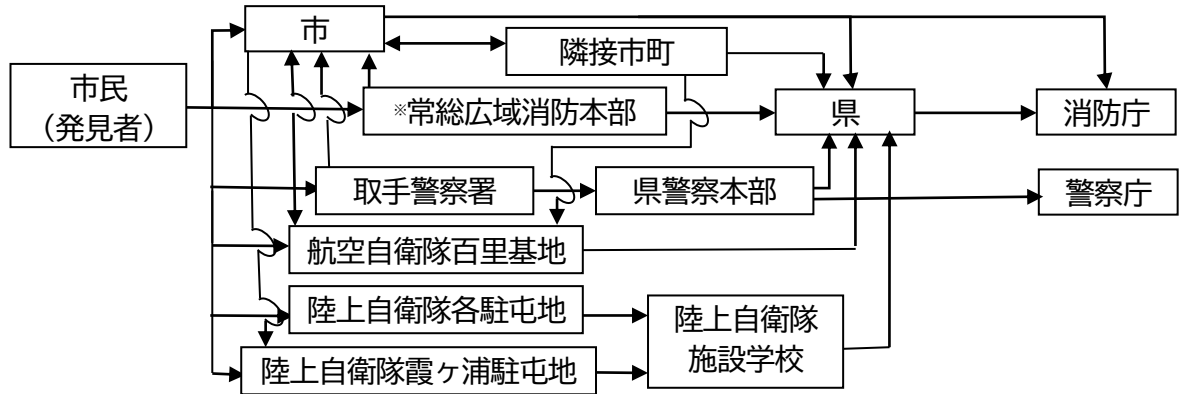
航空事故情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。

【民間機の場合】



※守谷市においては、消防の通報は、いばらき消防指令センターを経て、常総広域消防本部への連絡となる。

【自衛隊機の場合】



※守谷市においては、消防の通報は、いばらき消防指令センターを経て、常総広域消防本部への連絡となる

【連絡先】

機 関 名	担 当 部 署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 [宿直室]03-5253-7777
百里空港事務所	航空管制運行情報官	0299-54-0672
陸上自衛隊第1施設団	第3科	0280-32-4141 内線 235（同内線 203）
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410（同内線 2302）
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234（同内線 302）
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 2231（同内線 215）
茨城県	防災・危機管理課	029-301-2885（同左）
取得警察署	警備課	0297-77-0110
常総広域消防本部	警防課	0297-23-0119
守谷消防署	—	0297-46-0119

第3 応急対策活動情報の連絡

項 目	担 当 班
応急対策活動情報の連絡	統括班

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第2節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

発災後、災害の状況により「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、速やかに「Morinfo」、メールもりやを用いて職員を召集するとともに、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等に必要な体制を確立する。

項 目	担 当 班
市の活動体制	統括班、情報班

●「守谷市災害時初動対応マニュアル」

第2 広域的な応援体制

市内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、状況に応じて守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第3節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」、第2「応援要請・受入体制の確保」及び第3「防災関係機関との連携」を準用する。

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1 搜索活動

守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第8節 第5「行方不明者等搜索」を準用する。

第2 救難、救助・救急及び消火活動

市及び常総広域消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消火活動を重点的に実施する。

また、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体的安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

●守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第3－1「消火活動」を準用する。

●守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第3－2「救急・救助活動」を準用する。

●守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第1「避難・誘導」を準用する。

第3 資機材等の調達等

市は、必要に応じ民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を支援するものとする。

また、消火、救難及び救助・救急活動を実施する機関は、原則として、当該活動を実施するために必要な資機材を携行するものとする。

項 目	担 当 班
資機材の調達	物資調達・配送班

第4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の負傷者の発生が予想されることから、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第4「医療救護活動」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、応急救護所の設置、応急処置・トリアージの実施、後方医療機関への搬送等一刻も早い医療救護活動を行う。

第4節 避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、市が発令する避難指示等については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第1「避難・誘導」に

準じて実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、災害現場にいる警察官、関係機関等からの情報により、交通情報を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、直ちに関係機関と密接な連携をとり、一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通機関関係者及び地域住民に対し広報する。

- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。
- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第2節 第4「広報活動」を準用する。

第6節 関係者への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第2節 第2「被害情報等の収集・集約・分析」及び第4章 第2節 第4「広報活動」を準用するほか、次により実施する。

第1 情報伝達活動

災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報伝達を放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て発信する。

また、各種問合せ先等を入手したいというニーズに応えるため、的確に情報を提供できるように努める。

- 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- 避難指示の発令及び避難先の指示
- 旅客及び乗務員の氏名・住所
- 地域住民等への協力依頼
- その他必要な事項

第2 関係者等からの問合せに対する対応

災害発生後必要に応じ、速やかに関係者からの問合せに対応する窓口を設置し、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7節 遺族等事故災害関係者への対応

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民や事業所等の協力を得て輸送等の各種支援を実施し適切に対応する。

第8節 廃棄物処理、汚水処理

発災時の廃棄物処理、汚水処理については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第8節 第3-1「廃棄物処理」及び第4章 第8節 第3-2「汚水処理」を準用する。

第9節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第4－2「防疫対策」及び第4章 第8節 第6「遺体処理、火葬、埋葬」を準用する。

Ⅲ 鉄道災害対策計画

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災などによる多数の死傷者等の発生、又は市民に相当の被害が及び大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関が取るべき対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 守谷市の鉄道状況

守谷市には国道294号に並行して、南守谷駅、守谷駅、新守谷駅の3駅を有する関東鉄道常総線が走り、守谷駅と秋葉原駅間を最短で33分で結ぶ首都圏新都市鉄道株式会社のつくばエクスプレスが県道46号と並行し、守谷駅で関東鉄道常総線と交差している。

第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、事故防止に関する知識を広く一般に普及するように努める。

また、水戸地方気象台が発表する鉄道交通の安全に係る気象等を観測し、これらに関する予・警報等の情報を適時・的確に把握し、安全の確保に努める。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

項 目	担 当 課
情報の収集・連絡体制の整備	交通防災課
通信手段の確保	交通防災課、デジタル戦略課、秘書課

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、大規模な鉄道災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立する。

また発災現場において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるとともに、夜間・休日においても応急対応のできる体制の整備を図る。

さらに、民間企業、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第1節 第4「情報・通信ネットワークの整備」を準用する。

第2 災害応急体制の整備

項 目	担 当 課
職員の体制	交通防災課
防災関係機関相互の連携体制	交通防災課

1 職員の体制

市は、応急活動のための「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、職員の非常参集体制及び災害時活動内容等の周知を図る。

●「守谷市災害時初動対応マニュアル」

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が的確な初動対応のため重要であることから、関係各機関は応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなど、平素からの連携強化に努める。

なお、既に締結している協定を踏まえ、協定の締結に際しては、より具体的、実践的なものとし、かつ、連携の強化を図る。

●「守谷市災害時応援協定一覧表」（資料編：地－03－001）

第3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

項 目	担 当 課
救助・救急及び消火活動への備え	交通防災課、常総広域消防本部
医療活動への備え	保健予防課

1 救助・救急及び消火活動への備え

市及び防災関係機関は、災害時に迅速な応急活動ができるよう、それぞれの実状に応じた救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

2 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第3節 第3「医療・救護活動の整備」を準用する。

第4 緊急輸送活動への備え

災害時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第3節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。

第5 関係者等への的確な情報伝達への備え

項 目	担 当 課
関係者等への的確な情報伝達への備え	総合窓口課、秘書課

事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、体制整備を図るとともに、家族等からの問合せ等の対応については、安否確認を主として行うものとして周知する。

第6 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な鉄道災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、県や鉄道事業者が相互に連携した訓練に参加するとともに、関係機関と連携した実践的訓練に努め、鉄道災害への対処能力の向上を図る。

第7 災害復旧への備え

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造等の資料・データ等を整備するように努める。

第8 鉄道交通安全環境の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備促進に努める。

また、運転安全設備の整備・充実に努める。

第2章 災害応急対策

災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1節 災害発生後の情報収集・連絡

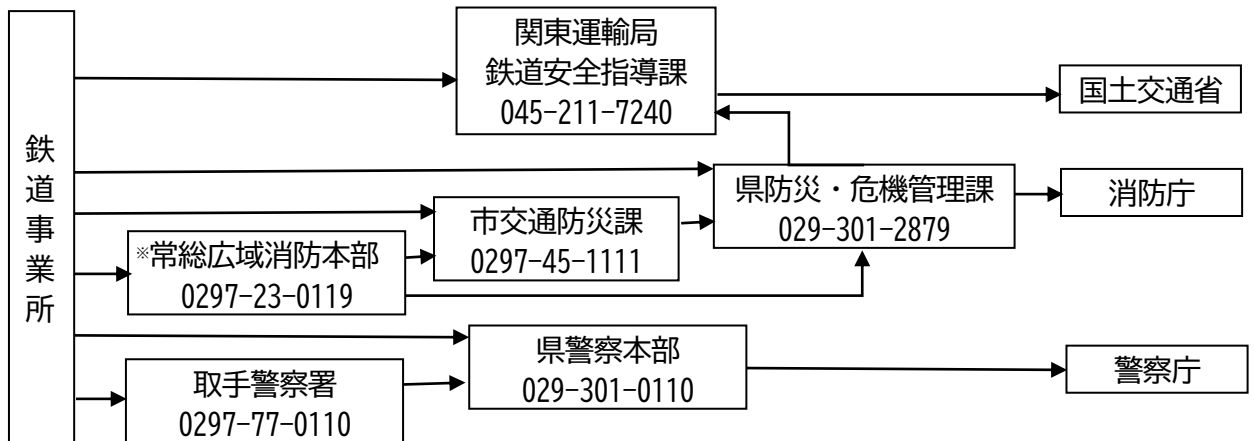
第1 鉄道事故情報等の収集・連絡

項 目	担 当 班
鉄道事故情報等の収集・連絡	情報班、統括班

市は、大規模な鉄道事故発生の場合、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた状況から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日付消防第267号）」に基づく、直接速報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り速やかに報告する。

第2 鉄道事故情報等の収集・連絡系統

鉄道事故情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



※守谷市においては、消防の通報は、いばらき消防指令センターを経て、常総広域消防本部への連絡となる。

【連絡先】

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 [宿直室]03-5253-7777
関東運輸局	鉄道安全指導課	045-211-7240
茨城県	防災・危機管理課	029-301-2885（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（同左）

第2節 活動体制の確立

取手警察署	警備課	0297-77-0110
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 2231(同内線 215)
関東鉄道株式会社	運転指令室	0297-22-0451
首都圏新都市鉄道株式会社	技術部施設管理所	0297-52-8306
常総広域消防本部	警防課	0297-23-0119
守谷消防署	—	0297-46-0119

第2節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

発災後、災害の状況により「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、速やかに「Morinfo」、メールもりやを用いて職員を召集するとともに、情報収集・連絡体制及び災害対策本部等の設置等に必要な体制を確立する。

項 目	担 当 班
市の活動体制	統括班、情報班

- 「守谷市災害時初動対応マニュアル」

第2 広域的な応援体制

市内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、状況に応じて、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第3節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」、第2「応援要請・受入体制の確保」、及び第3「防災関係機関との連携」を準用し、受入れ体制の確保を図る。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急及び消火活動

市及び常総広域消防本部は、速やかに被害状況を把握するとともに、必要に応じ県に対し応援を要請し、県、県警察、自衛隊等の関係機関との連携により、負傷者の救出・救助に当たる。また、迅速な消火活動を実施するとともに、必要に応じて地域住民及び乗客の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第3－1「消火活動」を準用する。
- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第3－2「救急・救助活動」を準用する。
- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第1「避難・誘導」を準用する。

第2 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間の協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を支援するものとする。

また、消火、救難及び救助・救急活動を実施する機関は、原則として、当該活動を実

施するために必要な資機材を携行する。

項 目	担 当 班
資機材の調達	物資調達・配送班

第3 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の負傷者の発生が予想されることから、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第4「医療救護活動」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送及び応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行う。

第4節 避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、市が発令する避難指示等については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第1「避難・誘導」に準じて実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、災害現場にいる警察官、関係機関等からの情報により、交通情報を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、直ちに関係機関と密接に連携し、一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通機関関係者及び地域住民に対し広報する。

- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。
- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第2節 第4「広報活動」を準用する。

第6節 関係者への的確な情報伝達活動

関係者への的確な情報伝達については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第2節 第2「被害情報等の収集・集約・分析」及び第4章 第2節 第4「広報活動」を準用するほか、次により実施する。

第1 情報伝達活動

災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報伝達を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て発信するものとする。

また、各種問合せ先等を入手したいというニーズに応えるため、的確に情報を提供できるように努める。

- 鉄道災害の状況
- 乗客及び乗務員等の安否情報
- 医療機関等の情報
- 関係機関の災害応急対策に関する情報
- 施設等の復旧状況
- 避難の必要性等、地域に与える影響
- その他必要な事項

第2 関係者からの問合せに対する対応

災害発生後、必要に応じ速やかに関係者からの問合せに対応する窓口を設置し、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第4－2「防疫対策」及び第4章 第8節 第6「遺体処理、火葬、埋葬」を準用する。

IV 道路災害対策計画

本計画は、市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模な道路事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関が採るべき対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 道路施設等の管理と整備

第1 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全確保のため、定期的に巡回を実施する。

特に、大規模な地震、大雨、洪水、大雪などの直後には施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施する。

第2 安全性向上のための対策の実施

道路管理者は、道路の安全性・信頼性を高めるため、計画的かつ総合的に道路整備を行うように努める。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

項 目	担 当 課
情報の収集・連絡体制の整備	交通防災課
通信手段の確保	交通防災課、市長公室

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、大規模な道路災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立する。

また、発災現場において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるとともに、夜間・休日における応急対応のできる体制の整備を図るものとする。

さらに、民間企業、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第1節 第4「情報・通信ネットワークの整備」を準用する。

第2 災害応急体制の整備

項 目	担 当 課
職員の体制	交通防災課
防災関係機関の相互連携体制	交通防災課

1 職員の体制

市は、応急活動のための「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、職員の非常参集体制及び災害時活動内容等の周知を図る。

●「守谷市災害時初動対応マニュアル」

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が的確な初動対応のために重要であることから、関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し相互応援協定を締結するなど、平素からの連携強化に努める。

なお、既に締結している協定を踏まえ、協定の締結に際しては、より具体的、実践的なものとし、かつ、連携の強化を図る。

●「守谷市災害時応援協定一覧表」（資料編：地－03－001）

第3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

項 目	担 当 課
救助・救急及び消火活動への備え	交通防災課、常総広域消防本部
医療活動への備え	保健予防課

1 救助・救急及び消火活動への備え

市及び防災関係機関は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの実状に応じた救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

2 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第3節 第3「医療・救護活動の整備」を準用する。

第4 緊急輸送活動への備え

災害時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第3節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。

第5 危険物等の流出時における防除活動への備え

項 目	担 当 課
危険物等の流出時における防除活動への備え	常総広域消防本部

常総広域消防本部は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

第6 関係者等への的確な情報伝達への備え

項 目	担 当 課
関係者等への的確な情報伝達への備え	総合窓口課、秘書課

事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、体制整備を図るとともに、家族等からの問合せ等の対応については、安否確認を主として行うものとして周知する。

第7 防災訓練の実施

大規模な道路災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、危険

物大量流出事故の被害等を想定した訓練に参加するとともに、関係機関と連携した訓練を実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努める。

第8 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備するように努める。

第3節 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第2章 災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関は次の対策を講じる。

第1節 災害発生後の情報収集・連絡

第1 道路事故情報等の収集・連絡

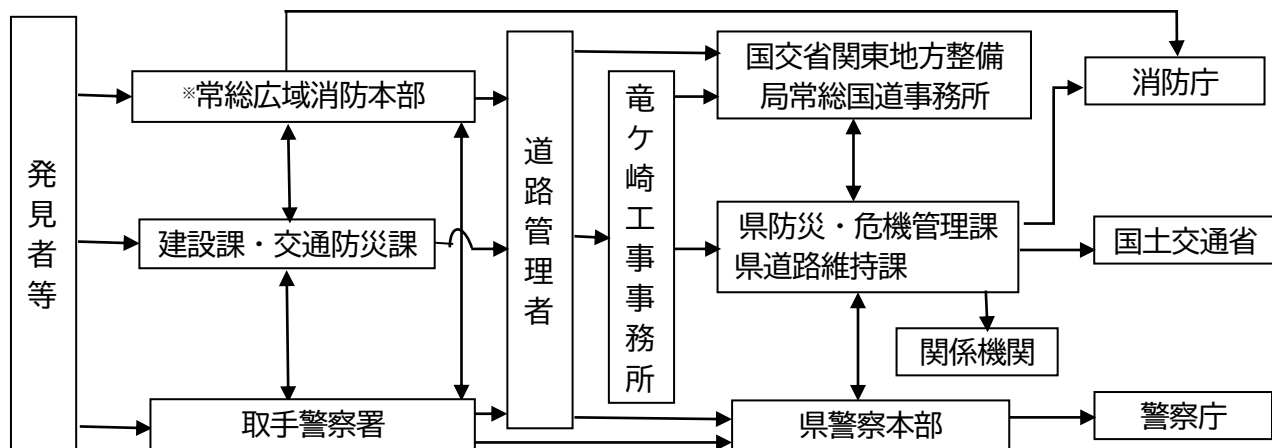
項 目	担 当 班
道路事故情報等の収集・連絡	情報班、統括班

市は、大規模な道路災害の発生連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等を県に連絡する。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、

把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等速報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防第 267 号）」に基づく直接速報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第2 道路事故情報等の収集・連絡系統

道路事故情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



※守谷市においては、消防の通報は、いばらき消防指令センターを経て、常総広域消防本部への連絡となる。

【連絡先】

機 関 名	担 当 部 署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 [宿直室]03-5253-7777
茨城県	防災・危機管理課	029-301-2885（同左）
竜ヶ崎工事事務所	—	0297-65-3411（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751(同左)
取手警察署	警備課	0297-77-0110
常総広域消防本部	警防課	0297-23-0119
守谷消防署	—	0297-46-0119
東日本高速道路株式会社	保全企画課	048-758-6509（交通管制室 048-758-4035）

第2節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

発災後、災害の状況により「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、速やかに「Morinfo」を用いて職員を参集するとともに、情報収集・連絡体制及び災害対策本部の必要な体制を確立する。

項 目	担 当 班
市の活動体制	統括班、情報班

- 「守谷市災害時初動対応マニュアル」

第2 広域的な応援体制

市内において大規模な道路災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、状況に応じて、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第3節 第1「自衛隊派遣要請・受け入れ態勢の確保」、第2「応援要請・受け入れ態勢の確保」及び第3「防災関係機関との連携」を準用する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急及び消火活動

市及び常総広域消防本部は、速やかに被害状況を把握するとともに、必要に応じ県に対し応援を要請し、県、県警察本部、自衛隊等の関係機関との連携により、傷病者の救出・救助に当たる。

また、迅速な消火活動を実施するとともに、必要に応じて地域住民及び乗客の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第3－1「消火活動」を準用する。
- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第3－2「救急・救助活動」を準用する。
- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第1「避難・誘導」を準用

する。

第2 資機材等の調達

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な、救助・救急活動を支援するものとする。

また、消火、救難及び救助・救急活動を実施する機関は、原則として、当該活動を実施するために必要な資機材を携行する。

項 目	担 当 班
資機材等の調達	物資調達・配送班

第3 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の負傷者の発生が予想されることから、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第4「医療救護活動」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行う。

第4節 避難指示・誘導

大規模な道路災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、市が発令する避難指示については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第1「避難・誘導」に準じて実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、災害現場にいる警察官、関係機関等からの情報により、交通情報を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、速やかに関係機関と密接な連携をとり、一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に対し広報し理解を求める。

- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。
- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第1章 第2節 第4「広報活動」を準用する。

第6節 関係者への的確な情報伝達活動

関係者への的確な情報伝達については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第2節 第2「被害情報等の収集・集約・分析」及び第4「広報活動」を準用するほか、次により実施する。

第1 情報伝達活動

災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報伝達を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て発信するものとする。

また、各種問合せ先等を入手したいというニーズに応えるため、的確に情報を提供できるように努める。

- 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

第7節 防疫及び遺体の処理

- 避難指示及び避難先の指示
- 地域住民等への協力依頼
- その他必要な事項

第2 関係者からの問合せに対する対応

災害発生後、必要に応じ速やかに関係者からの問合せに対応する窓口を設置し、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第4－2「防疫対策」及び第4章 第8節 第6「遺体処理、火葬、埋葬」を準用する。

V 大規模な火事災害対策計画

本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等が発生する災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

項 目	担 当 課
情報の収集・連絡体制の整備	交通防災課
情報の分析・整理	常総広域消防本部、交通防災課
通信手段の確保	交通防災課、デジタル戦略課、秘書課

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、大規模な火事災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立する。

その際、夜間・休日における応急対応のできる体制の整備を図るものとする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、県、県警察及び消防等の機関が保有するあらゆる情報収集手段が活用できるように体制の整備を図る。

2 情報の分析・整理

市及び常総広域消防本部は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成し、災害危険性の周知等に生かすように努める。

3 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害時における通信手段については守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第1節 第4「情報・通信ネットワークの整備」を準用する。

第2 災害応急体制の整備

項 目	担 当 課
職員の体制	交通防災課
防災関係機関の相互連携体制	交通防災課

1 職員の体制

市は、応急活動のための「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、職員の非常参集体制及び災害時活動内容等の周知を図る。

- 「守谷市災害時初動対応マニュアル」

2 防災関係機関相互の連携体制

大規模な火事災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が的確な初動対応のために重要であることから、関係各機関は、応急活動及び復旧活動に関し相互応援協定を締結するなど、平素からの連携強化に努める。

第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

なお、締結している協定を踏まえ、協定の締結に際しては、より具体的、実践的なものとし、かつ、連携の強化を図る。

- 「守谷市災害時応援協定一覧表」（資料編：地－03－001）

第3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

項 目	担 当 課
救助・救急及び消火活動への備え	交通防災課、常総広域消防本部
医療活動への備え	保健予防課
消火活動への備え	交通防災課、常総広域消防本部

1 救助・救急及び消火活動への備え

市及び防災関係機関は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの実状に応じた救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

2 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第3節 第3「医療・救護活動の整備」を準用する。

3 消火活動への備え

市及び常総広域消防本部は、同時多発型火災における消火栓の使用不能に備え、防火水槽の整備、河川等の自然水利の活用など、消防水利の多様化を図るとともに、消防用機械・資機材の整備に努める。

第4 緊急輸送活動への備え

災害時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第3節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。

第5 避難収容活動への備え

1 避難誘導

市は、指定避難所・指定緊急避難場所等の住民への周知徹底に努め、発災時の避難誘導に係る訓練を行うよう努める。

2 指定避難所等

守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第3章 第3節 第4-1に示された指定避難所等を、市民に対し周知徹底を図る。

第6 関係者等への的確な情報伝達への備え

項 目	担 当 課
関係者等への的確な情報伝達への備え	総合窓口課、秘書課

大規模な火事災害に関する情報を常に伝達できるよう、体制整備を図るとともに、家族等からの問合せ等の対応については、安否確認を主として行うものとして周知する。

第7 防災訓練の実施

市は、大規模な火事災害が発生した場合に応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、大規模な火事災害を想定した関係機関との連携による訓練を実施し、対応能力の向上に努める。

第2節 防災知識の普及

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、様々な広報媒体を活用することにより市民への防災知識の普及、啓発を図る。

第2章 災害応急対策

災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、関係機関は次の対策を講じる。

第1節 災害発生後の情報収集・連絡

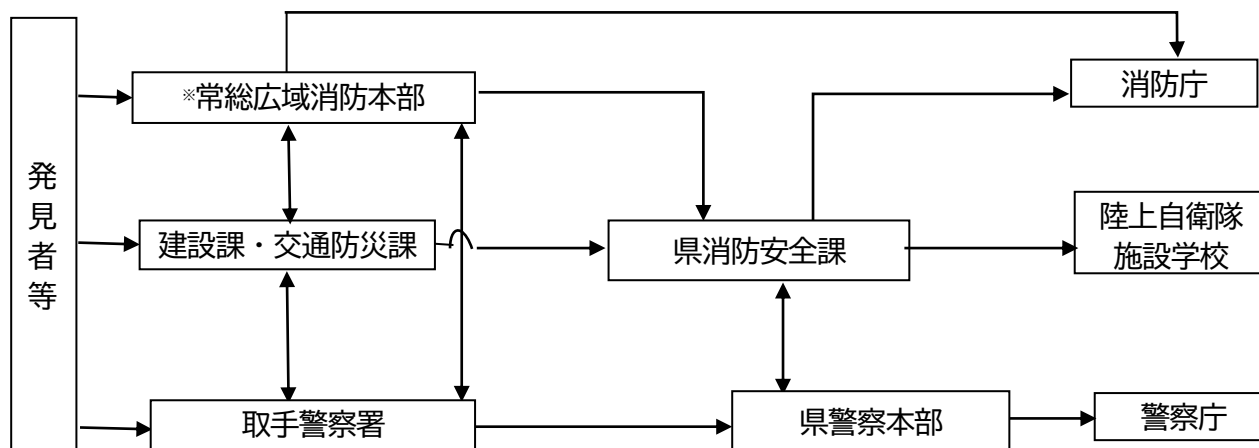
第1 大規模な火事災害情報等の収集・連絡

項 目	担 当 班
大規模な火事災害情報等の収集・連絡	情報班、統括班

市は、常総広域消防本部から、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、必要な被害規模に関する包括的情報を把握し、把握できた内容から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

第2 大規模な火事災害情報等の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



※守谷市においては、消防の通報は、いばらき消防指令センターを経て、常総広域消防本部への連絡となる。

【連絡先】

機 関 名	担 当 部 署	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 [宿直室]03-5253-7777
茨城県	消防安全課	029-301-8800 (同左)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234(内線 302)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751(同左)
取手警察署	警備課	0297-77-0110
常総広域消防本部	警防課	0297-23-0119
守谷消防署	—	0297-46-0119

第3 通信手段の確保

大規模な火事災害発生後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、電気通信事業者は、県及び市の防災担当部、班等との重要通信を優先的に確保する。

第2節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

発災後、大規模な火事災害の状況により「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、速やかにメールもりや、「Morinfo」を用いて職員を参集するとともに、情報収集・連絡体制及び災害対策本部等の必要な体制を確立する。

項 目	担 当 班
市の活動体制	統括班、情報班

- 「守谷市災害時初動対応マニュアル」

第2 広域的な応援体制

市内において大規模な火事災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、状況に応じ、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第3節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」、第2「応援要請・受入体制の確保」、及び第3「防災関係機関等との連携」を準用する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急及び消火活動

市及び常総広域消防本部は、速やかに被害状況を把握するとともに、必要に応じて県に対し応援を要請し、県、県警察本部、自衛隊等の関係機関との連携により、消火活動、傷病者の救出・救助に当たる。

また、迅速な消火活動を実施するとともに、市民の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、必要に応じ警戒区域等を設定する。

- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第3－1「消火活動」を準用する。
- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第3－2「救急・救助活動」を準用する。
- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第1「避難・誘導」を準用する。

第2 資機材等の調達

市は、必要に応じ民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を支援するものとする。

また、消火、救難及び救助・救急活動を実施する機関は、原則として、当該活動を実施するために必要な資機材を携行する。

項 目	担 当 班
資機材等の調達	物資調達・配送班

第3 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の負傷者の発生が予想されることから、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第4「医療救護活動」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等、速やかに医療救護活動を行う。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、災害現場にいる警察官、関係機関等からの情報により、交通情報を迅速に把握し緊急輸送を実施するため、関係機関と密接な連携をとり、一時的な通行禁止又は制限等の交通規制を行うとともに、交通機関関係者及び地域住民に対して、広報し理解を求める。

- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。
- 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第2節 第4「広報活動」を準用する。

第5節 避難収容活動

発災時における避難指示等は、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第1「避難・誘導」を準用するほか、次によるものとする。

第1 避難誘導の実施

発災時には、指定緊急避難場所及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等の情報提供に努めながら、市民の避難誘導を行う。

第2 指定避難所

発災時には、必要に応じ指定避難所を開設する。この際、指定避難所の運営は、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第3「避難所運営」を準用する。

第3 要配慮者への配慮

要配慮者に対しては、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第6節 第3-1「要配慮者支援対策」及び第3-2「要配慮者支援対策（外国人）」を準用する。

第6節 関係者への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第2節 第2「被害情報等の収集・集約・分析」及び第4「広報活動」を準用するほか、次により実施する。

第1 情報伝達活動

大規模な火事災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報伝達を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て発信するものとする。

第7節 防疫及び遺体の処理

また、各種問合せ先等を入手したいというニーズに応えるため、的確に情報を提供できるように努める。

- 市及び関係機関の災害応急対策の概要
- 避難の指示及び避難先の指示
- 地域住民への協力依頼
- その他の必要な事項

第2 関係者等からの問合せに対する対応

災害発生後、必要に応じて速やかに関係者からの問合せに対応する窓口を設置し、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第5節 第4-2「防疫対策」、第8節 第6「遺体処理、火葬、埋葬」及び第5「行方不明者等搜索」を準用する。

第3章 災害復旧・復興

災害復旧・復興については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第5章「災害復旧・復興計画」を準用する。

VI 原子力災害対策計画

第1章 総 則

第1節 目 的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、破棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害に対しての事前対策及び発生時の緊急応急対策並びに原子力災害事後の中長期にわたる必要な対策について、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び県の「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に準拠して、所在・関係周辺市町村^{（注1）}以外の市として実施すべき事項等を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

また、この計画に定めのない事項については、「守谷市地域防災計画（地震災害対策編）」の例によるものとする。

（注1）所在・関係周辺市町村とは、「原子力災害対策指針」（原災法第6条の2第1項）に示されている「実用発電用原子炉の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」並びに「実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域」を基準とし、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）で規定する市町村をいう。

第2節 計画の基礎とする災害の想定及びその地域の範囲

第1 計画の基礎とする災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定する。

第2 原災法対策事業所及び所在・関係周辺市町村の範囲

県内には多くの原子力事業所があり、そこで扱われる放射性物質の種類、量、使用方法は様々である。

原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、「原子力災害対策指針」に示される「原子力災害対策重点区域」を基準としている。

原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村を含む原子力災害対策重点区域は、表1「原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域」のとおりとしている。

第3 守谷市の原子力災害対策上の位置づけ（範囲）

守谷市は、日本原子力発電（株）東海発電所第二発電所等から約80km離れており、県が原子力災害対策重点区域とする所在・関係周辺市町村ではない。

しかしながら、前述したように福島第1原子力発電所事故のプルーム通過による放射性物質の影響が及んだこと、原子力災害対策指針において必要に応じてUPZ以遠の周辺地域も考慮していることから「UPZ外」の区域として策定する。

第2節 計画の基礎とする災害の想定及びその地域の範囲

表1 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域^(注1)

地区	原災法対象事業所 [所在市町村]	許可等区分 ^(注2)	原子力災害対策重点区域		
			重点区域を設定する原子力施設	重点区域の範囲	所在・関係 周辺市町村
東 海 ・ 那 珂 地 区	・日本原子力発電（株） 東海発電所・東海第二発電所 [東海村]	原子炉	発電用原子炉施設	(PAZ) 約5km (UPZ) 約30km	東海村 水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 笠間市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 鉾田市 茨城町 大洗町 城里町 大子町
	・国立研究開発法人日本原子力 研究開発機構 原子力科学研 究所 [東海村]	原子炉 使用 廃棄物埋 設	試験研究用等原 子炉施設 (JRR-3)	(UPZ) 約5km	東海村 日立市 ひたちなか市
	・国立研究開発法人日本原子力 研究開発機構 核燃料サイク ル工学研究所 [東海村]	再処理 使用	再処理施設	(UPZ) 約5km	東海村 日立市 ひたちなか市
	・原子燃料工業（株）東海事業 所 [東海村]	加工 使用	加工施設	(UPZ) 約500m	東海村
	・三菱原子燃料（株）[東海村、 那珂市]	加工	加工施設	(UPZ) 約1km	東海村 那珂市
	・国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 [東海村]	原子炉 使用	—	—	—
	・（公財）核物質管理センター 東海保障措置センター [東海 村]	使用	—	—	—
	・MH I 原子力研究開発（株） [東海村]	使用	—	—	—
大 洗 ・ 鉾 田 地 区	・国立研究開発法人日本原子力 研究開発機構 大洗原子力工 学研究所 [大洗町、鉾田市]	原子炉 使用 廃棄物管 理	試験研究用等原 子炉施設（常陽） 試験研究用等原 子炉施設（HTTR） 試験研究用等原 子炉施設（JMTR）	(UPZ) 約5km	大洗町 鉾田市 水戸市 茨城町
	・日本核燃料開発（株） [大洗町]	使用	—	—	—

(注1) 原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone)、緊急防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective Planning Zone)

(注2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の許可等の区分による。

●資料編「原子力災害対策の基本的な考え方」（事-VI-001）

第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZ において、原子力施設の異常事態が発生した場合は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって PAZ の範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、UPZ においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

- ・警戒事態：この時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階
- ・施設敷地緊急事態：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
- ・全面緊急事態：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響リスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事態

●資料編「緊急事態区分に応じた防護措置の準備等」（事-VI-002）

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ 及び UPZ 外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である「OIL:運用上の介入レベル」と照らし合わせ必要な防護措置を実施することとする。

●資料編「放射性物質が環境へ放出された場合の措置の実施」（事-VI-003）

●資料編「OIL 区分と防護措置について」（事-VI-004）

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものとする。

第2節 緊急時モニタリング実施体制

市は、市民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故の連絡体制、防護対策（屋内避難等）、広域避難、広域連携等を含めた緊急時の対応等について、県と密接な連携を図り、実施するものとする。

また、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等の他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県との連携等、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官^(注)と連携を図り実施する。

第3節 情報の収集、連絡体制等の整備

(注) 上席放射線防災専門官：文部科学省原子力安全課防災環境対策室に属し、各担当エリア内における原子力施設周辺等の環境モニタリングの実施に関する専門的事項について、関係自治体との連絡・調整等の業務を担当し、緊急時には現地に急行し関係機関と協働しながら緊急時モニタリング活動の実施を現場で統制する。

第3節 情報の収集、連絡体制等の整備

市は、国、県、所在・関係周辺市町村と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

第1 情報の収集、連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対して万全を期すため、国、県、所在・関係周辺市町村との間において確実な情報の収集・連絡体制を整備する。この際、次の項目に留意する。

- ・防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先（電気、ガス、輸送通信、医療等の公益的事業所）
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応等含む）

2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力するとともに、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

3 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会（国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成）と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

4 関係機関等から意見聴取等ができる体制の確立

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる体制の確立に努める。

第2 情報の分析・整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析・整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

第3 情報・通信ネットワークの多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの情報共有や、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるように「守谷市地域防災計画（地震災害対策編）」第3章 第1節 第4「情報・通信ネットワークの整備を準用するほか、あらかじめ情報・通信連絡網における諸設備等の整備を行うとともに、その取扱い方法等について習熟するように努める。

第4節 緊急事態応急対策の体制整備

市は、原子力災害時の応急対策を効果的に行うため、緊急事態応急対策の体制について整備する。

第1 警戒体制の整備

1 体制の整備

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、速やかに状況に合わせた職員の参集、情報収集・連絡が行えるよう、「災害時の各体制図」について常に最新の状態に維持・整備する。

また、各課長は、「災害時の各体制図」を職員に周知徹底する。

2 警戒本部の立ち上げ準備体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、直ちに国及び県との連絡体制を確立して、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

連絡体制は、「守谷市災害時初動対応マニュアル（地震災害発生時）」に基づく体制とする。

3 警戒体制

市は、「守谷市災害時初動対応マニュアル（地震災害発生時）」に基づき警戒体制をとり、警戒本部を設置する。

また、状況により職員を増強し、柔軟に応急対策を行う。

第2 非常体制の整備

1 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（全面緊急事態）を発出した場合に、直ちに非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。

2 市は、「守谷市災害時初動対応マニュアル（地震災害発生時）」に基づき非常体制をとり、災害対策本部を設置する。

なお、放射線モニタリング実施の際は、がれき処理班が担任し、状況に合わせ増強する。

第3 長期化に備えた動員体制の整備と応急対策等の役割分担

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備える。

なお、応急対策等の内容と国、県、市町村との役割分担は図1「原子力緊急事態宣言発出後における応急対策等の内容と国、県、市町村の役割分担」のとおりとする。

図1 原子力緊急事態宣言発出後における応急対策等の内容と国、県、市の役割分担

応急対策等の内容	原子力事業所	国	県	市
○緊急時モニタリング	協力	緊急時モニタリングセンター — (注1)	参加	
○防護措置の実施方針	原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター (注2)）での連携			

第4節 緊急事態応急対策の体制整備

・避難・屋内退避		県・市に指示	市に連絡・伝達・確認	市民に指示
・安定ヨウ素剤の服用		県・市に指示	住民に指示	市民に指示
・飲食物等の摂取制限		県に指示	市に指示	市民に指示
○原子力災害医療			実施	
○広報	原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター）での連携			

原子力緊急時支援・研修センター^(注3)による連携

- ・国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
- ・原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）

(注1) 緊急時モニタリングセンター：緊急モニタリングを実施するため、国が原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）の統括の下に設置される組織。

(注2) オフサイトセンター：原災法において指定された施設。正しくは「緊急事態応急対策等拠点施設」という。本県では、茨城県原子力オフサイトセンターを指す。

原子力災害発生時は「原子力災害合同協議会」が組織され、その拠点となる。ひたちなか市に所在し、災害時に使用できなくなった場合、移転先を「つくば国際会議場」又は「茨城県教育研修センター」としている。

(注3) 原子力緊急時支援・研修センター：原子力災害発生時、国、県、市町村、原子力事業者及び防災関係機関等に対し、技術的な助言を行うための活動拠点であり、茨城県原子力オフサイトセンターに併設している。

第4 広域的な応援協力体制の整備

- 1 市は、「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」及び「福島県原子力災害広域避難計画」に基づき、国、茨城県及び福島県と協力し、緊急時に必要な資機材、人員、避難等の後方支援等について必要な準備を整える。
- 2 市は、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定」及び「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」を締結しており、協定に基づき必要な準備を整える。

第5 モニタリング体制等

市は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングにおいて、国及び県をはじめとする関係機関との協力・連携を図る。

また、状況により市が保有する放射線測定器を使用して、定点測定の対象施設における空間放射線を測定する。なお、測定した結果は、市ホームページ等で速やかに公表するものとする。

第6 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ県に対して事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第7 放射性物質による環境汚染

市は、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行う。

第8 複合災害に備えた体制の整備等

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画を最新なものとし、備えの充実を図る。

また、必要な人員及び資機材が不足するおそれがある場合を想定し、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第5節 広域避難受入れ体制の整備

第1 広域避難受入れ等

PAZ 及び UPZ 内の自治体は、自治体区域外への広域避難が必要となるため、市は「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」、「福島県原子力災害広域避難計画」、「原子力災害に備えた東海村民避難計画」、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定」及び「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」に基づき、その避難を支援し、避難者を受け入れるため、避難元自治体と綿密に調整を行う。

また市は、UPZ 外であるため、緊急時モニタリングにおいて必要と認めた場合、屋内退避を行うものとする。この際、経過に応じた市民に提供すべき原子力防災情報等について整理を行う。

第2 広域避難の避難所等の開設

市は、市内で災害が発生するなど避難者を受け入れないことに正当な理由がある場合を除き、避難元自治体との調整によりあらかじめ定めた施設を、避難元自治体からの避難者の受入避難所として開設する。

第3 緊急輸送手段の確保

市は、広域避難を円滑に受け入れるために、交通経路（緊急輸送道路）確保を図り必要に応じ道路の障害物の除去等を迅速に行う。その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路の障害物を除去する資機材、車両及び緊急通行車両の調達体制の整備に努める。

●地震災害対策編 第3章 第3節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。

第6節 原子力災害医療活動体制等の整備

第1 原子力災害医療活動体制の整備

市は、国及び県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査について協力するとともに、体制の整備を図る。

第2 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、安定ヨウ素剤の服用の準備が必要な場合は、県と連携して適時・適切な配布・服用ができるように体制を整備する。

1 事前配布を行う際の説明の実施

県が行う安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、県と連携し、対象となる住民向け説明会を開催し、医師による説明を行う。また、説明会の開催に併せ、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。説明会に参加できない市民に対しては、別途説明の場を設けるなどの代替措置を講じる。

2 配布

安定ヨウ素剤は、説明会での説明事項を記した説明書を付して、必要量のみ配布する。

第7節 市民等への広報体制の整備

第1 情報の整理等

市は、国及び県と連携し、緊急事態の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、分りやすく正確で具体的な内容となるように整理する。
また、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように留意する。

第2 広報手段の整備

市は、地震等との複合災害を考慮し、市民等への確な広報を行えるよう、「守谷市地域防災計画（地震災害対策編）」第3章 第1節 第4「情報・通信ネットワークの整備」に基づき、広報手段を整備する。

また、放送事業者、新聞社等の報道機関に協力を求めるとともに、多様なメディアを活用し市民に対して広報を行う。

第3 広報体制の整備

市は、国及び県と連携し、市民等の問合せに対応する窓口を、「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき準備するとともに、原子力災害の特殊性に鑑み、災害情報を市民等に迅速かつ滞りなく伝達されるよう、消防団、自主防災組織等の協力を得てできる体制の整備を図る。

第8節 市民に対する原子力防災知識の普及

市は、国及び県と協力して、以下に掲げる事項等について原子力災害の特殊性を考慮し、市民に対し平素から原子力防災に関する知識の普及に努める。

また、学校等と連携し、総合的な学習の時間を活用するなど知識の普及に努めるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ十分に配慮して広報を行う。

- 原子力施設の概要
- 放射性物質、放射線の特徴
- 放射線による健康への影響
- 環境放射線モニタリング
- 原子力災害時の市民への広報手段
- 原子力災害時、国、県及び市が講じる防災対策の内容
- 原子力災害時、市民が取るべき行動、留意すべき事項

第9節 防災業務担当職員の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を向上させるとともに、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務担当職員に向けて行う原子力防災に関する研修を積極的に活用する等、人材育成に努める。

また、国、県及び防災関係機関と連携して、市職員等の原子力防災業務担当に対して、必要に応じ研修等を行う。

第10節 防災訓練等の実施

第1 防災訓練の実施

市民に対し、原子力災害時に取るべき行動や留意点等についての知識の普及と意識の向上を図るため、地震災害対応訓練等と連携した防災訓練を行う。

また、広域避難協定締結自治体と連携し、指定避難所に対する受入れ要領について訓練を行い、能力向上を図る。この際、次の項目に留意する。

- 緊急時通信訓練
- 緊急モニタリング訓練
- 市民に対する情報伝達・広報訓練
- 広域避難訓練・交通規制訓練
- 被ばく医療訓練

第2 実践的な訓練と事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目を具体的に定めるとともに、訓練終了後、専門家を活用して訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし適宜、緊急時のマニュアルの作成・改定に活用するなど、原子力防災体制の改善を図る。

また、必要に応じて、訓練及び事後評価の方法の見直しを行う。

第11節 災害復旧の備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染等に関する資料の収集・整備等を行う。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合の対応及び原子力緊急事態

第2節 事故発生時における連絡及び広報

宣言（全面緊急事態）を発出した場合の市としての緊急事態応急対策を中心に示したものである。

第2節 事故発生時における連絡及び広報

第1 事故発生時の連絡

警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、警戒本部を設置するとともに、市と県等との間の通信連絡は、原則として図2により行う。

なお、県災害対策本部設置前における県の担当課は、防災・危機管理部原子力安全対策課、防災・危機管理課である。

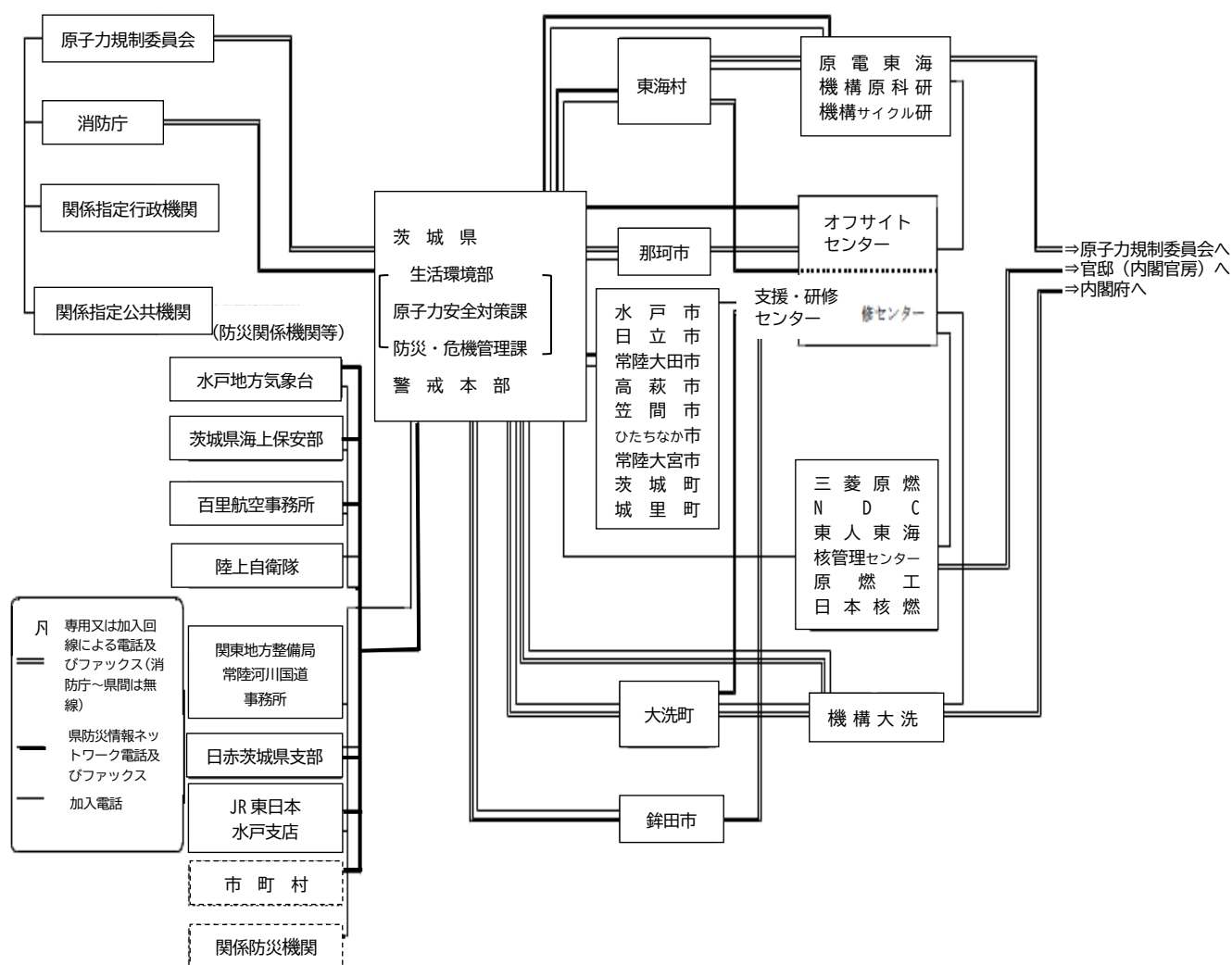


図2 茨城県通信連絡系統

第2 応急対策活動情報の連絡

- 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡
 - 市は、通報を受けた事態に対する県への問合せは、簡潔、明瞭に行うものとする。
 - 市は、指定地方公共機関等との間において、県から通報・連絡を受けた事項、市が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、密接に連絡を行う。

(3) 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密接に行う。

2 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

市は、県の対策本部と連携し、施設の状況、モニタリング、災害情報、医療関係情報、屋内避難状況の把握等を行い、継続的に情報を収集するとともに、緊急事態対策について必要な調整を県、指定公共機関等と行う。

第3 一般回線が使用できない場合の対処

災害の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、茨城県防災情報ネットワークシステムの衛星回線等を使用するとともに、市が保有し、使用できる情報収集・広報手段を使い、情報収集・連絡を行う。

第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングにおいて、国及び県をはじめとする関係機関と協力・連携するとともに、状況により市が保有する測定装置を使用して、定点測定により協力・参加する。

また、県から飲食物の摂取制限、屋内退避、避難等の各種防護対策に必要なモニタリング結果の把握に努めるとともに、気象予測や大気中拡散予測による市への影響も予測して、対策を検討する。

第3節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

1 事故対策のための警戒本部

(1) 警戒体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受け、市長が必要と認めた場合、速やかに状況に合わせた体制の確立、情報収集・連絡が行えるよう、「守谷市災害時初動対応マニュアル（地震災害発生時）」、「災害時の各体制図（警戒本部体制図）」に基づき職員を参集する。この際、状況により職員を増強するとともに、国及び県との密接な連携に留意する。

(2) 情報収集・広報活動

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、国及び県との連携を図りつつ事故の状況の把握に努める。

また、市民への災害情報等を実施できる体制を整え、適時・正確に行う。

(3) 広域避難への協力

広域避難に関する協定を締結している自治体に対して、広域避難の指定避難所等を開設し、自治体の要配慮者等の受入れ準備から受入れを行うとともに、広域避難受入れ準備を行う。

また、円滑に受入れを行うため、密接に連絡を取る。

(4) 警戒本部の解除

警戒本部の解除は、おおむね以下の基準によるものとする。

- ① 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めた場合

② 災害対策本部へ移行した場合

2 災害対策本部の設置等

- (1) 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（全面緊急事態）を発出し、市長が必要と認めた場合は、「守谷市災害時初動対応マニュアル（地震災害発生時）」、「災害時の各体制図（災害対策本部体制図）」に基づき直ちに職員を参集し、災害対策本部を設置する。
- (2) 情報収集及び広報
市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（全面緊急事態）を発出した場合は、引き続き国及び県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。
また、市民等への広報を、適時・正確に行い、市民生活の安定を図る。
- (3) 広域避難への協力
広域避難に関する協定を締結している自治体と連携し、広域避難の受入れを行う。
また、原子力災害対策指針（原子力規制委員会 令和6年9月11日、以下「原災指針」という。）に基づく防護措置への協力を行う。
- (4) 災害対策本部の廃止は、以下の基準による。
 - ① 県が災害対策本部を廃止した場合
 - ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めた場合

第2 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

2 職員の派遣要請等

市は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めた場合は、国、県及び指定地方行政機関の長に対し、原子力災害対策能力を保有する職員等の派遣を要請する。

また、国、県及び指定地方行政機関に対し、放射線による人体への障がいの予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第3 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防災業務関係者の安全確保

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国及び県と密接に連携し、適切な被ばく管理を行うとともに、災害時特有の異常心理下の活動においても冷静な判断と行動ができるよう配慮する。

2 防護対策

市は、国、県及び防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材調達の協力を要請する。

第4節 屋内退避、広域避難受入れ等の防護活動

第1 室内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、原災指針に基づき、室内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。

- 1 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（全面緊急事態）を発出した場合は、必要に応じ、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性のある旨の注意喚起を行う。
 - 2 市は、下記の表3「緊急事態区分に応じた市の防護措置」に示す防護措置を実施するほか、事態の規模、時間的な推移に応じて、国及び県から避難等の予防的防護措置を講じるように指示された場合、又は緊急時モニタリングの結果がOILに示す値を超えるか、超えるおそれがあると認められる場合は、市民等に対して室内退避を実施する。
さらに、室内退避の実施に当たり、プルームが長時間又は断続的に到来することが予想される場合は、屋内退避期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への外気流入により被ばく低減効果が失われ、日常生活の維持にも困難を伴うこと等が予想されるため、遮蔽効果・気密性の高いコンクリート建屋等（指定避難所、介護施設、公共施設等）へ避難する。この際、必要な情報のきめ細かな発信に留意する。
 - 3 市は、「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」、「福島県原子力災害広域避難計画」、「東海村広域避難計画」及び「いわき市原子力災害広域避難計画」に基づき、広域避難の支援を実施する。
- 資料編「OIL区分と防護措置について」（事－VI－004）

表3「緊急事態区分に応じた市の防護措置」

区分	防護措置
警戒事態	【避難】 ・東海村の要配慮者等の受入れ準備を行う。 （福祉避難所、状況により広域避難の指定避難所の開設） ・その他必要な協力を行う。
施設敷地緊急事態	【避難】 ・東海村の要配慮者等の受入れを行う。 ・東海村の広域避難の受入れ準備。 （広域避難の指定避難所の開設） ・その他必要な協力を行う。
全面緊急事態	【避難】 ・東海村の広域避難の受入れ。 ・いわき市の広域避難の受入れ準備～受入れ。 （広域避難の指定避難所の開設） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力。

第2 安定ヨウ素剤の服用等

市は、国、県及び医療機関等と連携して、原災指針に基づき、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民に対する服用指示等の措置を講じる。

- 1 緊急時における市民等への安定ヨウ素剤の服用については、原則として原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県が指示することとされている。

第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限

- 2 市は、国及び県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、市民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師が説明を行う等、医師を補助する協力を求め、配布・服用の指示を行う。

第3 要配慮者対応

- 1 市は、災害時、国、県及び関係機関と連携し、要配慮者の避難生活、健康状態の把握に努める。また、病院等医療機関や社会福祉施設は、多くの避難行動要支援者が入院・入所している可能性が高いため、状況の把握に努め、安全の確保を徹底する。
- 2 市は、「守谷市災害時行動マニュアル」の「要配慮者支援対策」及び「要配慮者支援対策（外国人）」に基づき支援を行う。また、ラジオ、ホームページ、Morinfo 及び SNS 等を活用し、やさしい日本語及び多言語による広報を行う。

第4 学校等施設における避難措置

学校等施設において、児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生した場合は、教職員の指示のもと屋内退避する。

また、あらかじめ定めたルールに基づき児童・生徒等を保護者へ引き渡し、県に対して速やかにその旨を報告する。

第5 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、大型商業店舗及びその他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告等があった場合は、屋内避難する。

第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限

市は、原災指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を行う。

飲食物等の摂取制限に関する指標は、「地域防災計画（資料編）」（事－VI－004）表1「OIL区分と防護措置について」のとおりとする。

第6節 医療活動

市は、国及び県が行う緊急時における市民等の健康管理、原子力災害医療について協力する。

第7節 市民等への広報活動

風評、流言等による社会的混乱を防止し、市民の心の安定を図るとともに、市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表及び伝達を行う広報活動が重要である。

また、市民等からの問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 市民等への広報活動

- 1 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の

- 特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響を可能な限り低くするため、市民等に対する的確な広報活動を迅速かつ分かりやすく正確に行う。
- 2 市は、市民等への情報提供に当たっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう定期的な広報に努める。
 - 3 市は、市民のニーズを把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報、予測や放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市（いわき市及び東海村含む）が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等の情報等、市民に役立つ正確かつきめ細かな情報を提供する。その際、市民の心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅避難者の広域避難者等に配慮した広報を行う。
 - 4 市は、十分に内容を確認した上で、市民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡を取り合う。
 - 5 市は、広報活動に当たって広報紙、広報車、メールもりや、Morinfo、SNS、ホームページによるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、新聞社等の協力を得るように努める。また、指定避難場所等に避難している被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第2 市民からの問い合わせに対する対応等

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うため体制を整備する。

また、市民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理、広報活動を行う。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められたときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第3節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等の各種制限措置の解除を行うとともに、解除の実施状況を確認する。

第4節 市民等の健康影響調査等の実施

第1 健康影響調査・健康相談

- 1 県は、国及び所在・関係周辺市町村とともに、防護対策を講じた地域の市民に対して、独立行政法人日本原子力開発機構・原子力緊急時支援・研究センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談を実施するとともに、その体制を整備する。
- 2 健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

第2 飲料水・食品の安全確保

県は、飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、必要に応じ、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確保する。

第5節 放射性物質の除去等

市は、国、県及び防災関係機関等と連携し、放射性物質の影響を受けた地域において市民等が通常生活に復帰できるよう、学校施設等を優先して除染措置を講じる。

第6節 広報

市は、緊急時モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害等の災害の状況を取りまとめて公表するとともに、分りやすい形でその内容を幅広く広報する。

風評被害が発生するおそれのある場合には、テレビ、ラジオ、ホームページ、Morinfo、SNS 等を用いて、市民全体を対象とした広報を行うとともに、首都圏等に対する広報を積極的に行う。

第7節 被害状況の調査

市は、「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に基づく県の指示により、被害状況の調査を状況に応じて実施する。